

下関市中心市街地事務所立地促進補助金交付要綱

平成 23 年 6 月 9 日

改正 平成 24 年 5 月 1 日

平成 25 年 3 月 29 日

平成 26 年 4 月 1 日

平成 27 年 4 月 1 日

平成 28 年 4 月 1 日

平成 29 年 3 月 17 日

平成 30 年 1 月 5 日

平成 31 年 3 月 29 日

令和 3 年 2 月 8 日

令和 4 年 3 月 31 日

令和 7 年 3 月 31 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、本市における中心市街地への事務所の集積を促進するため、市長が適当と認めた営利を目的とする法人又は特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人（以下「法人」と総称する。）の事務所の立地に対する補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中心市街地 平成 21 年 12 月 7 日付けで内閣総理大臣から認定された下関市中心市街地活性化基本計画において設定する中心市街地の区域をいう。
- (2) 事務所 法人が自らの事業に係る事務を行うための事業所等（「地方税法の施行に関する取扱いについて（市町村税関係）」（総務省通知平成 22 年 4 月 1 日総税市第 16 号）第 1 章第 1 節 6－（1）に定める事業所等をいう。）をいう。
- (3) 賃借物件 市内に存する建物で、設置する事務所と同じ階層に居住の用に供する部分が設置されていないものをいう。
- (4) 立地 賃借物件の一部又は全部を賃借して事務所を置くことをいう。

(交付の対象及び交付の要件)

第 3 条 補助金は、中心市街地に事務所を立地し、経済の振興及び雇用機会の拡大に寄与する法人に対し、その事業に必要な経費の一部について交付する。

2 第 7 条第 1 項の規定による指定及び補助金の交付の要件は、次のとおりとする。

- (1) 事務所において行う事業が別表第 1 に定める事業のいずれにも該当しないこと。
- (2) 事務所の立地が本市区域内の移転又は増設によるものでないこと。ただし、

下関市創業支援施設（下関市創業支援施設の設置等に関する条例（平成１７年条例第２１０号）第２条に定める施設をいう。以下「創業支援施設」という。）の使用者（同条例第６条の使用者をいう。以下同じ。）が事務所を立地する場合は、この限りでない。

(3) 事務所における別表第２に定める新規従業員の要件に該当する従業員の人数が２人以上であること。ただし、創業支援施設の使用者が事務所を立地するときは、従業員の総数が２人以上であること。

(4) 市民税、固定資産税及び都市計画税（以下「市税」という。）の滞納がないこと。

(5) 第６条第２項に規定する操業開始日までに地域経済団体等に参加すること。

(6) 本市が交付する他の補助金と補助の対象となる経費等が重複するものではないこと。

（補助金の種類）

第４条 補助金の名称及びその額は、別表第３に定めるとおりとする。

（指定の申請）

第５条 補助金の交付を受けようとする法人は、操業を開始する前に、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号の定める日までに、指定申請書（様式第１号）により市長に申請しなければならない。

(1) 賃借物件の所有者が法人の入居に必要な改修工事その他の準備（以下「準備行為」という。）を行い、準備行為を完了した日以後に当該賃借物件に係る賃借期間（以下「賃借期間」という。）が開始となる時 賃借期間の初日から起算して９０日以内

(2) 賃借期間の開始後、法人自ら賃借物件に入居できるよう準備行為を行うとき 当該賃借物件に係る準備行為が完了した日から起算して９０日以内

２ 前項の指定申請書には、別表第４に掲げる書類を添付しなければならない。

（操業の開始等）

第６条 前条の申請をした法人は、前条第１号に掲げるときにあっては賃借期間の初日、前条第２号に掲げるときにあっては準備行為が完了した日から起算して１年以内に当該申請に係る事業の操業を開始しなければならない。

２ 前項の規定により操業を開始した法人は、操業を開始した日（以下「操業開始日」という。）から３０日以内に操業開始報告書（様式第２号）を市長に提出しなければならない。

３ 前項の操業開始報告書には、別表第５に定める書類のほか、市長が特に必要と認める書類を添付しなければならない。

（指定）

第７条 市長は、第５条の申請及び前条の報告があったときは、これを審査し、適当と認める法人を補助金の交付の対象者として指定する。

２ 市長は、前項の規定による指定（以下「指定」という。）をしたときは、その申請をした法人に対して補助対象事業者指定書（様式第３号）により通知する

ものとする。

- 3 市長は、補助金の交付の目的のため必要があると認めるときは、指定に条件を付すことができる。

(変更手続等)

第8条 指定を受けた事業者(以下「指定事業者」という。)は、第5条の申請の内容に変更が生じたときは、遅滞なく申請内容変更届(様式第4号)により、その旨を市長に届け出なければならない。

- 2 市長は、前項の規定による届出が提出された場合は、これを審査し、補正が必要なときは、指定事業者に対して当該届出の内容の補正を命ずることができる。

(指定の申請の取下げ)

第9条 指定事業者は、指定事業を中止し、若しくは廃止しようとするとき、又は次条第1項の規定による補助金の交付申請を行わないときは、指定申請取下げ届(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定により指定に係る申請が取り下げられたときは、当該申請に係る指定はなかったものとみなす。

(補助金の交付申請)

第10条 指定事業者は、操業開始日から起算して1年又は2年を経過した日からそれぞれ90日以内に、補助金交付申請書(様式第6号)及び実績報告書(様式第6号の2)を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の実績報告書には、別表第6に定める書類のほか、市長が特に必要と認める書類を添付しなければならない。ただし、操業開始日から起算して2年を経過した場合における前項の規定による申請においては、市長が特に認める書類に限り、これを省略することができる。

(補助金の交付決定)

第11条 市長は、前条の補助金交付申請書及び実績報告書の提出を受けた場合において、その内容を審査し、適当であると認めるときは、予算の範囲内において補助金の額を決定するものとする。

(決定の通知)

第12条 市長は、前条の規定により補助金の交付を決定したときは、その決定の内容を補助金交付決定通知書(様式第7号)により指定事業者に通知するものとする。

- 2 市長は、全条の規定による審査により、補助金の交付が適当でないと認めるときは、補助金を交付しない旨を当該補助金の交付を申請した者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第13条 前条第1項の規定による通知を受けた指定事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、請求書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第14条 市長は、前条の規定による補助金の交付の請求を受けた場合において、これを審査し、適当であると認めるときは、当該請求した指定事業者に対し当該請求のあった額を交付するものとする。

(地位の承継)

第15条 譲渡、合併その他の事由により指定事業を承継した法人は、指定承継届(様式第9号)により、遅滞なくその旨を市長に届け出て、市長の承認を受けなければならない。

2 前項の指定承継届には、次の書類を添付しなければならない。

- (1) 承継の事実を証する書類の写し
- (2) 別表第4に定める書類
- (3) その他市長が必要があると認める書類

3 第1項の承認を受けた法人は、指定事業者とみなす。

(関係書類の整備)

第16条 指定事業者は、指定事業の施行状況及び経費の収支に関する帳簿その他関係書類(補助金の交付に係る部分に限るものとし、市長が別に指示する書類を含む。)を整備し、当該指定事業の完了した日の属する会計年度の翌年度の初日から起算して5年間これを保管しなければならない。

(指定及び交付決定の取り消し等)

第17条 市長は、指定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定又は補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。

- (1) 第3条に規定する補助金の交付対象及び要件を欠くに至ったとき。
- (2) 操業開始日から起算して5年以内に指定事業を休止し、又は廃止したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により指定又は補助金の交付の決定を受けたとき。
- (4) 指定に付した条件に違反したとき。
- (5) 指定に係る事務所を指定事業以外の事業用途に供したとき。
- (6) 第8条第2項の規定による補正命令に応じないとき。
- (7) この要綱に違反したとき。
- (8) 市税を滞納したとき。
- (9) 第18条の規定による報告、調査、指示及び検査に応じないとき。
- (10) 下関市暴力団排除条例(平成23年条例第42号)第2条第1号に規定する暴力団(以下この号において暴力団という。)に該当し、同条第2号に規定する暴力団員を雇用し、又は暴力団と密接な関係があると認められるとき。
- (11) その他市長が補助金を交付することが適当でないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により指定又は補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、指定事業者に対し期限を定めてその返還を命ずる。

3 前2項の規定は、第10条の規定による補助金の額の確定があった後においても適用する。

4 第1項の規定により指定事業者の指定を取り消したときは、指定取消通知書(様式第10号)により、当該指定事業者に通知するものとする。

(報告、調査、指示及び検査)

第18条 市長は、必要があると認めるときは、指定事業者に対し質問をし、報告を求め、若しくは指定事業の施行上必要な調査及び指示をし、又は第16条の帳簿その他関係書類について検査をすることができる。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年6月9日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに指定事業者に決定した者に対する補助金については、この要綱は、同日後においても、なおその効力を有する。

附 則 (平成24年5月1日)

この要綱は、平成24年5月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月29日)

この要綱は、平成25年3月29日から施行する。

附 則 (平成26年4月1日)

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に交付を決定した補助金等については、なお従前の例による。

附 則 (平成27年4月1日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年4月1日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月17日)

(施行期日)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年1月5日)

この要綱は、平成30年1月5日から施行する。

附 則 (平成31年3月29日)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。ただし、附則の改正規定は、平成31年3月31日から施行する。

附 則 (令和3年2月8日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月31日)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。ただし、附則の改正は、令和4年3月31日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の下関市中心市街地事務所立地促進補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後になされた指定の申請から適用し、同日前になされた指定の申請については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、令和7年3月31日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の下関市中心市街地事務所立地促進補助金交付要綱の規定は、令和7年4月1日以後になされた指定の申請から適用し、同日前になされた指定の申請については、なお従前の例による。

別表第 1 (第 3 条関係)

補助金の対象とならない事業	(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に基づき、営業の許可又は届出を要する事業 (2) 小売又は飲食を目的とする事業 (3) サービス業のうち、店舗を有し、不特定多数の個人を対象とする事業 (4) 宗教活動又は政治活動を目的とする事業 (5) 保健、医療又は福祉に係る事業 (6) 銀行法（昭和 56 年法律第 59 号）により内閣総理大臣の免許を受けて銀行業を営む者及び金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）により内閣総理大臣の登録を受けて証券業を営む者を除く金融業 (7) 事務所を転借した者が行う事業 (8) その他市長が要綱の目的に合致しないと認める事業
---------------	--

別表第 2 (第 3 条関係)

新規従業員の要件	操業開始日から起算して 1 年以上継続して雇用される者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、当該操業開始日から起算して 1 年を経過する日までの期間における新規従業員の退職又は市外の事業所への配置転換により、当該退職又は配置転換の日の 30 日前の日からその日後 60 日を経過する日までの期間に、本市に在住し、かつ、第 1 号及び第 2 号に該当する者を新たに雇用し、又は市外の事業所から配置転換したときは、新規従業員を継続して雇用したものとみなす。 (1) 雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)の被保険者であること。 (2) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和 60 年法律第 88 号)第 2 条第 2 号に規定する派遣労働者又は他社からの出向者等でないこと。 (3) 次のいずれかに該当する者であること。 ア 指定事業者が事務所において就労させるため新たに事務所の操業開始前 12 月から操業開始日までの間に雇い入れた従業員で、操業開始日までに本市に住所を有する者 イ 操業開始日前から指定事業者の従業員である者であって、事務所において就労させるため、操業開始日までに市外から本市に転入してきた者
----------	---

別表第3（第4条関係）

補助金の名称	補助金の額
事務所経費補助金	操業開始日の属する月の翌月の初日から2年を経過するまでの間の事務所の1月当たりの賃借料(共益費、敷金、権利金その他これらに類する諸経費を除く。)に2分の1を乗じて得た額(10万円を限度とする。)に賃貸借期間(月を単位とする)を乗じた額とする。
新規従業員雇用補助金	次の各号に定める区分に該当する新規従業員のそれぞれの数に、当該各号に定めるそれぞれの額を乗じて得た額の合計額とする。ただし、第1号及び第2号に該当する者の合計数の限度は、9人までとする。 (1) 健康保険法(大正11年法律第70号)第3条第1項に規定する被保険者及び厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第9条に規定する被保険者として雇用され、並びに期間を定めず雇用されている者 1人当たり30万円 (2) 前号に掲げる者以外の者 1人当たり10万円

備考

- 1 新規従業員雇用補助金は、1法人につき1回のみの交付とする。
- 2 補助金の額に1,000円未満の端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

別表第4（第5条、第15条関係）

指定申請書に添付する書類	(1) 事業者の概要として次に掲げる事項を記載した書類(NPO法人については、イを除く。) ア 主たる事務所の所在地 イ 資本金 ウ 設立年月日 エ 事業内容 オ 従業員数 カ 直近3期分(年2回決算の場合は、6期分)の決算書の写し(創業については、不要とする。) キ 直近の市税の滞納がないことが確認できる書類 ク その他参考資料 (2) 定款の写し (3) 法人登記の謄本(登記事項証明書) (4) 立地する事務所の概要として次に掲げる事項を記載した書類 ア 名称 イ 所在地(建物位置図及び平面図を添付) ウ 業務内容 エ 賃借床面積(賃貸関係を証する書面を添付) オ 月額賃料 カ 立地完了予定日 キ 予定従業員数 ク キのうち予定新規従業員数 ケ その他参考資料
--------------	--

別表第 5（第 6 条関係）

操業開始報告書に添付する書類	(1) 事務所に係る賃貸借契約書の写し (2) 事務所において就労している従業員の労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)第 107 条第 1 項に規定する労働者名簿の写し (3) 事業者の従業員数に関する次に掲げる事項を記載した書類 - ア 下関市内の総従業員数 - イ アのうち当該事務所従業員数 - ウ イのうち雇用保険被保険者数 - エ ウのうち新規従業員数 (4) 新規従業員が雇用保険に加入していることを証明する書類 (5) 新規従業員が健康保険・厚生年金保険に加入していることを証明する書類 (6) 雇用契約が確認できる書類 (7) 地域経済団体等に参加していることを証明する書類 (8) その他参考資料
----------------	--

別表第 6（第 10 条関係）

補助金交付申請書に添付する書類	(1) 事務所に係る賃料の領収書の写し(補助の対象となる月のものに限る。)又は第三者が証明した賃料の支払証拠書類 (2) 事務所において就労している従業員の労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)第 107 条第 1 項に規定する労働者名簿の写し (3) 新規従業員が雇用保険に加入していることを証明する書類 (4) 新規従業員が健康保険・厚生年金保険に加入していることを証明する書類 (5) 雇用契約が確認できる書類 (6) 賃金台帳 (7) その他参考資料
-----------------	--

備考 (2)から(6)までの書類については、新規従業員雇用補助金の申請をする場合にのみ添付すること。

(2)から(5)までの書類については、別表第 2 ただし書きに規定する雇用の異動があった場合にのみ添付すること。